保険かわら版
保険請求や医療保険の動向等

訪問看護時の点滴注射の取り扱い

Q1　在宅で療養する患者で定期的に訪問看護を行っている。訪問看護の際に点滴注射を行うよう指示した場合、点滴の手技料・薬剤料などは算定できるか。

A1　看護師による点滴注射の場合、手技料は算定できない。薬剤料については、在宅患者訪問点滴注射指導管理料の規定に基づいて、週３日以上の訪問点滴の指示を行った場合は算定できる。

Q2　訪問点滴の指示はどのように行うのか。

A2　① 訪問看護ステーションに指示を行う場合は、在宅患者訪問点滴指示書に指示期間（７日以内に限る）及び指示内容を記載して交付する。
②自院の看護師等に指示を行う場合は、看護師等に指示を行い、その内容を診療録に記載する。

Q3　在宅患者訪問点滴注射指導管理料の指示において、例えば２週間の指示は行えるのか。

A3　行えない。指示の有効期間は７日が限度であるため、それを超えて指示を行う場合は、医師の診察に基づきあらためて（７日以内の）指示を行う必要がある。

「床副子」の再製作の取り扱い

Q4　再製作したマウスピースが査定された。中４ヵ月の再製作で期間が短かったからか？

A4　通称「青本」=「歯科点数表の解釈」にマウスピースに該当の「床副子」の再製作について期間等の記載は見当たらないが、支払基金が昨年８月「審査情報提供事例」で「床副子」の取扱いを示している。「原則として、同一初診期間中で６カ月を経過し必要があって再製作した床副子に係る費用の算定を認める。」がそれ。

取扱いを定めた理由として「床副子は、患者の咬合状態の変化や破損等により、再製作が必要となる場合があるものと考えられる」としている。今回は６カ月未満で査定になったと考えられる。なお、留意事項として「床副子を製作後、６カ月経過している場合に床副子の再製作に係る費用の算定を認める取り扱いを画一的または一律的に適用するものではない」として、「６カ月未満に床副子を再製作した場合は、事例ごとに判断する必要があると思われる」としている。このため、中４カ月で再製作をした理由を記載して「再審査請求」をする道は残されている。「再審査請求」の書式は支払基金のホームページに用意されている。

留意事項では、もう一点「床副子の再製作が傾向的に見られる場合にあっては、医療機関に対する照会が必要であると思われる」としている。この点注意が必要だ。

保険請求、医療保険制度に関した質問は県保険医協会（電話026-226-0086）の社保担当事務局まで。

共済だより

「グループ」と「やまびこ」の配当

Q　今年は団体定期保険(グループ保険、やまびこ共済)の配当金はあるか？

A　県保険医協会運営の「グループ保険」と県保険医協同組合運営の「やまびこ共済」(包括移転後８月からは「新グループ保険」に名称変更しております)は毎年８月１日から翌年７月31日までの１年毎に収支計算を行い、剰余金が発生した場合には配当金として加入者の先生方にお返ししています。2014年度(2014年８月１日～2015年７月31日)につきましては、グループ保険は43.0767%、やまびこ共済は17.8738%の配当率が確定しました。10月15日に送金事務手数料等を差し引いた上で県保険医協会より引落口座へ送金を予定しておりますので、後日送付致します「配当金送金のご案内」で内容をご確認頂きますようお願い致します。

税務・経営電話相談

県保険医協会の「**税務・経営電話相談**」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10：00～12：00、13：00～16：00

◆受付電話 0269-33-3265(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。

理事会便り
８月24日の討議と決定等

午後7時40分～10時10分 県下4地区結ぶweb会議

出席役員:鈴木会長,市川,野口,矢崎各副会長,河原田, 奥山,後藤,林,三田各常任理事,宮沢事務局長、議長:布山常任理事

■会務報告･会計報告等

1.会務組織関係‥①前回理事会議事要録を承認。②7月度の入退会は入会5名、退会2名で3名増。③新潟と合同の指導問題で厚生労働省への要請、国会行動で消費税ゼロ税率を求める集会及び議員要請、戦争法案廃案県民集会(松本)、10万人国会包囲行動などについて報告。④9月度の日程確認及び10/4のマイナンバー学習会(長野)の案内等があった。

2.会計関係‥5月度会計報告を承認。

3.新規事務局員募集‥8/20締切で応募者20名(既卒11名新卒9名)。書類上の不備はないため全員一次試験を合格とし、8/29に筆記試験を行い、9/10総務委員会で面接試験候補を決定、9/24に面接試験を行うスケジュールを確認。

■医療運動の関係

1.医療情勢‥安保関連法制、マイナンバー改正法、地域医療連携推進法人創設のための医療法改正などの審議状況及び骨太方針2015に基づく社会保障費を中心とした歳出削減、医療への影響、具体化に向けた審議の方向性、保団連としての骨太方針への対抗策、TPP交渉、歯科分野での歯科技工士問題や中医協でのかかりつけ歯科医の議論など報告。

2.安保関連法反対　会員アピール署名、8.30総行動‥①法案審議の最終盤に向け会員緊急アピール署名の取組みを行う。呼びかけ文については協議をふまえて修正して実施、9/17の国会行動での提出とする。②8/30の10万人国会包囲行動に役員、事務局が参加し、役員の参加記をアピール署名を推進するため活用していく。

3.秋以降の医療運動‥①医療は社会的共通資本であることをベースに、公的医療保険制度が日本の財産であること、経済効果も大きいこと、財務省の財政危機論の誤りであり、だから消費税増税や社会保障の切捨ては許されないなどを前面に打ち出す。②あわせて患者さんに具体的な制度改革でどういった影響が及ぶかといったことも知らせる必要がある。――以上の観点から独自にパンフレット又はリーフレットなど宣伝物を作成していくことを決定。来月以降具体的内容を協議していく。③診療報酬引き上げ署名は、今回は「マイナス改定は許さない」といった文言で、会員に訴えたらどうかとの意見で概ね一致、来月再度協議する。

■保団連理事推薦の件

現状では他県より新たな推薦がないことが報告され、市川副会長を引き続き保団連理事として推薦する。

また保団連理事の役員旅費の見直しについては総務委員会等で協議する。

■麻酔科医師労災訴訟を支援する会からの呼びかけ

会長名で賛同するとともに情報提供し、協力できる会員に呼びかける。

長野県保険医協会の会員数 9月1日現在1,335人（医科743人、歯科592人）

活動日誌

長野県保険医協会関係の会議等動向を下記に掲載。場所記載なしは長野市で開催又は実施。4地区Web会議は長野佐久松本飯田を結んで。[ ]内は担当役員及び事務局名で一部に略あり。保団連会議は保団連役職名で記載。

8/19*保険でより良い歯科医療を長野連絡会2地区Web会議で開催[鈴木会長,奥山常任理事,原,三田,青木各事務局員]
8/20*保団連国会行動が東京で[鈴木会長,市川副会長,林,河原田各常任理事,増田,青木各事務局員] *保険で良い歯科全国連絡会電話会議[原事務局員]
8/21*関信越指導監査対策事務局会議[増田事務局員]
8/24*常任理事会(理事会便り参照) *麻酔科医師労災訴訟を支援する会に賛同表明
8/27*社保小委員会電話会議[増田事務局員]
8/26*日本郵便(株)郵便審査事務センター長より第三種郵便物定期調査で本紙が郵便法第22条に規定の承認条件を満たしていることを確認した旨の通知
8/28*安全保障関連法案に反対する医師・歯科医師アピール賛同FAX署名を会員に依頼
8/29*新規事務局採用筆記試験[原,増田各事務局員]*社保協代表者会議が松本で[林常任理事,宮沢事務局長,青木事務局員] *～30保団連政策部会が大阪で[市川理事,宮沢部員]
8/30*国会10万人大行動が東京で[鈴木会長,林常任理事,宮沢事務局長,増田,青木各事務局員]
9/3*北信越ブロック事務局長Web会議[宮沢事務局長]
9/4*県社会保障推進協議会(以下で社保協)事務局会議並びに福祉医療給付制度の改善をすすめる会事務局会議[宮沢事務局長]
9/5～6*保団連社保審査対策部会が大阪で[池上部員,増田事務局員]
9/6*保団連地域医療対策部会[市川理事,奥山部員,宮沢事務局長]
9/10*総務委員会[鈴木会長,市川副会長,後藤,林,奥山各常任理事]
9/11*社保協運営委員会[宮沢事務局長]
9/12*コンピュータ審査対策学習講演会[市川,宮沢,野口各副会長,池上常任理事,宮沢事務局長,増田事務局員]
9/13*保団連理事会が東京で[市川理事,増田事務局員]
9/14*歯科部会[市川副会長,布山,下條,林,奥山,池上各常任理事,久根下,小林,長谷川各部員]

原稿募集

★医療・社会保障全般,時局での論評や意見,学会報告,書評,趣味など幅広く原稿を募集中！
★原稿等は１面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。